

北杜市インバウンド（ベトナム・タイ）マーケティング業務委託仕様書

1 業務名

北杜市インバウンド（ベトナム・タイ）マーケティング業務委託

2 目的

北杜市（以下「市」という。）は、令和5年度をインバウンド元年として、ベトナム・タイ両国と連携強化を図っている。ベトナムでは、日越外交関係樹立50周年記念やまなし観光・物産プロモーションを実施するとともに、タイでは、JICAと連携のもとFFT（フレンズフロムタイランド）の派遣を受け入れ、タイ王国向けの観光情報発信を実施することで、本市への観光誘客を図っている。

この取組の一環として、ベトナムとタイ両国のツーリズム・マーケットにおける北杜市及び北杜市内観光地、観光スポットの認知度向上を図る。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務内容

本事業の業務内容は次のとおりとする。なお、次に記載のない重要事項については、市と受託者で協議の上、決定する。

(1) ツアーの開催

ア 概要

1回につき1泊2日以上市内周遊ツアーを企画・実施する。
立ち寄る市内の観光スポットは、2ヶ所以上とする。

イ 実施期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日（金）まで

ウ 実施場所

本事業に係る行程は、すべて市内にて行うこと。

エ 参加者

ベトナム人及びタイ人で、日本への旅行に関心のある者。

上記イの期間中に、両国から合わせて2,000名以上の招請を行うこと。

オ その他

a 旅行者等へ委託費が必要となる場合は、本事業費に含むものとする。

b 実施するツアーについては、成果として事業の詳細をまとめた報告書を提出する。また、参加者へアンケート等調査を行い、今後の市の両国に対するプロモーション関連事業の展開に資する調査結果を提出する。

c 通訳、ガイド等は必要に応じて手配すること。

d 周遊コースについては、受注者決定後に協議の上、最終決定をすること。

(2) 予算の範囲内で、本業務の目的に資するための提案

予算の範囲内において、本業務の目的に資するための事業及び取組等の提案を行うこと。

市では、上記2目的に記載したとおり、今後ベトナム・タイ両国向けのプロモーションの拡充を目指していることから、今回、情報の発信及びファンの獲得、コンテンツの拡充等の目的達成のための事業の提案を行うこと。

提案内容については、実施内容及び効果等を明確にした上で企画書の提出を行うこと。

5 成果品

(1) 内容

下記の内容を含む、成果報告書を提出する。

- ・本業務実施に係る協議の内容及び実施計画書
- ・本業務において実施した事業の詳細及び報告書
- ・参加者へのアンケート等の調査結果
- ・事業実施後における目標値の達成状況、効果測定及び今後の課題分析
- ・上記4業務内容(2)において資料等の作成があった場合は、その成果品

(2) 提出物

本事業実施報告書(紙媒体及び電子データ)

※紙媒体1部

※電子データをCD又はDVDに格納しMicrosoft Word2019、Microsoft Excel2019、PowerPoint2019において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。

(3) 成果品の不備について

受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。

なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差替えを行うこととする。

6 業務管理

受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、業務の実施前に作業計画書及び行程表を市に提出し、全行程における運営管理(作業毎の進捗状況や市への状況報告等)を徹底すること。

また、本業務に従事するスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画に遅れや課題などが発生した場合は、速やかに原因の調査を行い、体制の見直しを含む対応策を提示し、市の承認を得た上で適切に対応すること。

7 契約不適合責任

(1) 契約目的物が品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、甲は乙に対し、契約目的物の修補による履行の追完を請求することができる。

(2) 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。

(3) 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

ア 履行の追完が不能であるとき

イ 請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

ウ 甲が催告をしても乙が履行の追完をする見込みがないことが明らかであるとき

8 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。
- (2) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (3) 成果品の納品にあたっては、事前に監督職員の承認を得ること。
- (4) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた場合は、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任により当該問題を解決すること。また、受託者は、当該問題により市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 市は、本業務で納品された成果品を、期間の制限なく無償でインターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができることとする。
- (6) 受託者は、本業務に関連する事故等が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。
- (7) 電子媒体によるデータ納品がある場合は、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。
納品データがウイルスに感染していることで、市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。
- (8) 本仕様書について、質疑が生じたときや定めのない事項は、市と受託者で協議の上、決定する。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

- ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。
- イ 前号の「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理に係る業務とする。
- ウ 受託者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。

(2) 守秘義務

- ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
ただし、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって知り得た個人情報については、北杜市個人情報保護条例（平成17年北杜市条例第2号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。